

第1回 消防用設備等点検報告制度に関する検討部会 議事要旨

1 日時：平成27年7月1日（水）10：00～12：00

2 場所：主婦会館 4階 シャトレ

3 出席者

【部会員】小林恭一部会長、河野副部会長、田辺部会員、小林広樹部会員、齊藤部会員、佐々木部会員、中川部会員、岡田部会員、木原部会員、鈴木部会員、秋田部会員、伊勢村部会員、井上部会員、竹本部会員

【事務局】鈴木予防課長、伊藤設備専門官、金子設備係長、近藤主査、田中技官、久保田事務官、西村事務官、千葉事務官

4 配付資料

資料1-1：消防用設備等点検報告制度について

資料1-2：消防用設備等の点検報告率について

資料1-3：点検実施者の点検資格の有無について

参考資料1-1：予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料1-2：部会員名簿

参考資料1-3：参考条文

参考資料1-4：主な消防用設備等の設置基準

参考資料1-5：消防用設備等点検報告違反防火対象物において発生した主な火災

5 議事

(1) 消防用設備等点検報告制度について

(2) 消防用設備等の点検報告率について

(3) 点検実施者の点検資格の有無について

(4) その他

6 主な意見交換（○：部会員発言、●：事務局発言）

■■消防用設備等点検報告制度について■■

資料1-1「消防用設備等点検報告制度について」事務局より説明。

意見・質問等なし

■■消防用設備等の点検報告率について■■

資料1-2 「消防用設備等の点検報告率について」 事務局より説明。

○ 点検報告率の推移について、1990年から2010年までは微増に留まっていたが、2010年から2014年にかけては約7%増加している。どういう原因があるのか。

● これまで点検報告率については公表してこなかったが、平成24年頃から消防大学校における講義や各都道府県設備協会の講演の機会等を捉え各都道府県事の報告率等について周知を行ってきた。これが要因の一つとなっている可能性はあるものの、因果関係までは確認できていない。

○ 公表制度というのは意識の向上を図る上でも有効な方策の一つであると思う。

○ 消防局では、平成24年のホテル火災を受けて、立入検査の対象について、点検報告の未実施、防火管理者未選任等の違反がある対象物を重点的に実施するよう選定方法を変更したところ、点検報告率が40%台から約50%に上昇した。消防機関が立入検査により法令違反がある対象物に対し直接指導していくことが点検報告率向上に寄与すると考える。

また、今後の分析の中で防火管理者の有無と点検報告率に関係があるか確認してもよいのではないか。

● 消防庁でも平成26年3月に立入検査マニュアルを改訂し、長期間立入検査未実施の対象物や、消防法令違反の状況等を加味した上で立入検査の対象を抽出するよう周知しているところである。

また、防火管理者選任率と点検報告率の関係については、対象物全体で確認したところ相関関係は認められなかつたが、用途別で見るなど、もう少し詳しく確認してみたい。

○ 資料では棟毎（防火対象物毎）の実施率が示されているが、棟数に延べ面積を掛けた実施率というのが、リスクを受ける人がどれだけいるかの指標となるため、調べてみてはどうか。

● 全防火対象物に関する面積のデータはないが、先般抽出調査を行った12本部については、一定の面積毎の統計を取っているので、それを用いて分析してみる。

○ 点検で不具合が確認された場合はどうしているのか。

● 点検の結果に不備事項があった場合は、報告書を受領する消防署等において不備の内容に応じ改修の指導をしている。

○ 消防職員が点検未報告の防火対象物全てに立入検査を行うのも限界があることから、昨年、点検を促すお知らせを送ったところ、それを受け取った対象物の多くが点検を実施した。

○ 点検は行っているが報告されていない対象物は把握できているのか。

- 消防庁が把握しているのは消防機関へ報告があった数のみであるが、用途を限定して確認した事例からも、点検数と報告数に大きな乖離は無いと思われる。
- 消防署へ届出は、防火対象物の関係者より点検実施者が多いので、報告率と点検実施率はほぼ一致すると考えてよいのではないか。
- 弊社の系列の店舗は、メンテナンス業者に委託し点検はほぼ100%実施しているが、報告は防火対象物の管理者自身に任せているため報告されていない場合も確認されている。
- 当協会の会員で消防用設備の点検を請け負ったところは点検結果を全て報告していると理解している。
- 消防職員が立入検査を行い点検の実施を指導するには限界があるので、建物関係者や事業者が自発的に点検を行うような取り組みを考える必要がある。建物の耐震化に比べ、防火や消防用設備への取組は軽視されていると感じる。罰則を背景とした指導ではなく点検されないことが、人命や経済的にどれだけ損害が出るか分かりやすく広報することが必要ではないか。
- 消防本部では報告を受けた結果をどのように利用しているのか。
- 点検の結果を確認し、不備があれば改修を指導する。報告には点検業者が来ることが多いが、改修の指導は直接施主へ連絡している。
- 年に2回基準日を決め、未報告対象物への実施の促進を行っている。昨年度は、先ずは電話で連絡をして、それでも報告が無い対象物に文書を送付したところ、多くの対象物において点検が実施された。
- 先進国では保険制度とリンクしているのではないか。
- 先進国では、消防用設備の設置は保険料に反映されているところが多いが点検報告との関係は無いと思われる。保険の更新は、その時点でのリスクに応じて決定されることから、点検の実施により保険料が割引かれるのではなく、保険の更新をするために点検を行うという考え方はあるかもしれない。
- 不動産の賃貸や売買の際、物件の履歴と瑕疵について、重要事項説明を行う義務が課せられているが、消防用設備に関する事項は含まれていない。借手・買手からすれば、ホテルの適マークのように、設備点検が行われていることが分かるものがあれば付加価値がつくので、業界の協力体制も確保できるかもしれない。
- 火災発生率について、防火対象物と一般住宅でどれくらいの差があるのか。
また、一般住宅に設置される住宅用火災警報器に光で知らせるものであれば、耳の不自由な方がもっと助かったのではないかと言う意見もある。現在の一般住宅の住警器の設置率、今後設置を進めるための課題・考えがあれば教えて欲しい。
- 一般住宅と防火対象物の火災発生率の差は次回提示する。

住警器については、光で知らせるタイプも販売されている。また、課題としては、義務化から約10年経った現在の設置率は8割程度で、残り2割に対しどのようにして設置を進めるか、また、現在設置されているものの電池の交換をどう促進するかということを消防庁で検討している。

■■点検実施者の点検資格の有無について■■

資料1-3「点検実施者の点検資格の有無について」事務局より説明。

- 費用の節約のため、防火管理者が点検の資格を取り自分で点検を行う方法もあると思うが、このような例がどれくらいあるか把握しているか。
- 点検資格者の受講者数は分かるが、防火管理者との兼務の有無までは把握していない。
- 点検報告制度を立ち上げる時に、有資格者の数が足りないという議論があったが、40年経って有資格者の数も増えており、実態としてもほぼ有資格者が行っているのであれば、資格が必要な防火対象物の範囲を広げてもいいのではないか。また、40年前と現在では消防用設備の規制内容は大きく変わり、最近では面積に関係なくスプリンクラー設備や自動火災報知設備の設置が必要となる場合があるが、そのような対象物でも本当に資格が無くとも点検が可能なのかも含め、今後の資格者が行うべき対象物を検討するべき。
- 消防職員が立入検査に行き、消防用設備の機能を全て確認することは物理的に不可能で、点検資格者等による点検に頼ることとなるので、本制度は建物利用者の安全確保のため非常に重要なものと考えている。

ご意見にもあったが、点検報告制度の必要性を分かりやすく説明し、建物関係者が自身の責務、建物を預かる立場としてやるべきなのだと思うような広報というのも、今後考えていく必要がある。

消防用設備の設置基準の変遷等を踏まえた上で有資格者による点検の範囲をどうするかについても問題意識を持っており、有効な点検を行うにはどのような方策があるか、また、消火器等の軽微な点検について、最近の技術革新を踏まえた点検のあり方についても検討していきたい。

■■その他■■

- 点検報告率を上げること自体が目標ではないが、全体的な安全性の向上のためには実施率が低いままではよくないので、点検報告率について目標値を定めることは必要だと考える。

また、設備は経年劣化するものなので、点検制度の中でそれをどう取り込むかの検討も

必要ではないか。

- 現在の点検報告制度において、設置後一定年数を経過したものは点検項目を追加するなど、経年劣化についても考慮されている。
- 共同住宅の点検報告率が低いという問題について、分譲マンションと公営住宅など形態毎の点検報告率を確認すれば、要因が分析できるのではないか。

以上